

令和3年(行コ)第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審被告) 国(処分行政庁:原子力規制委員会)

被控訴人(一審原告) X1 ほか

控訴人(一審原告) X51 ほか

参加人 関西電力株式会社

一審被告第14準備書面

(設置許可基準規則51条及び同規則55条に関する一審原告ら主張への反論)

令和5年8月15日

大阪高等裁判所第6民事部C E係 御中

一審被告訴訟代理人 熊谷明彦

一審被告指定代理人 鈴木和孝

田原昭彦

野村昌也

寺田太郎

伊東真依

田原慎士

西村常樹

吉村征紘

古賀竜之介

濱崎貴弘

田中優希

金友有理子

窪田公樹

酒井圭一

稻田幸恵

平野大輔

鶴園孝夫

大淺田薰

長江博

高橋潤

平林昌樹

但野悟司

宮本佳明

大城朝久

仲村淳一

後藤堯人

藤田悟郎

井藤志暢

野澤峻

渡辺瑞穂

吉田匡志

田上雅彦

小林源裕

熊谷和宣

山本千尋

村田太一

鈴木隆之

假屋一成

吉田彩乃

渡邊桂一

澤田智宏

内藤浩行

世良田鎮

目 次

第1 はじめに	6
第2 本件申請が設置許可基準規則51条に適合するとした原子力規制委員会の判断に看過し難い過誤、欠落があるとはいえないこと（前記第1①の一審原告らの主張に対する反論）	6
1 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために専用の独立した流路の確保が必要であるとの一審原告らの主張は理由がないこと	7
(1) 一審原告らの主張要旨	7
(2) 設置許可基準規則51条に係る一審原告らの解釈は誤りであること（前記(1)①の一審原告らの主張に対する反論）	7
(3) 参加人は、設置許可基準規則51条の要求事項に対応するための設備による原子炉下部キャビティへの蓄水に当たり、同キャビティに流入する格納容器スプレイ水の流路の健全性を確保しており、原子力規制委員会はこれを確認していること（前記(1)②の一審原告らの主張に対する反論）	8
ア 設置許可基準規則51条が要求する重大事故等対処設備に係る参加人の申請内容	9
イ 原子炉下部キャビティへの格納容器スプレイ水の流入に係る参加人の申請内容	9
ウ 原子力規制委員会の適合性審査及び判断	18
エ 小括	18
(4) 本件各原子炉施設の下部構造は、高浜発電所1、2号炉のそれとは異なるものであり、溶融炉心の冷却に当たり専用の原子炉下部キャビティ注水泵等の設置は不要であること（前記(1)③の一審原告らの主張に対する反論）	19
2 小括	22

第3 設置許可基準規則55条の要求事項として汚染冷却水対策が含まれていると 解すべきであるとの一審原告らの主張は理由がないこと（前記第1②の一審原 告らの主張に対する反論）	22
1　一審原告らの主張要旨	22
2　設置許可基準規則55条及び同条の解釈に関する一審原告らの主張は、同規 則等の制定経緯を正解せずにされた根拠がないものであること	23
第4 設置許可基準規則55条の想定する放射性物質拡散抑制対策は同規則37条 が求める有効性評価が必要であるとする一審原告らの主張は理由がないこと (前記第1③の一審原告らの主張に対する反論)	27
1　一審原告らの主張要旨	27
2　設置許可基準規則55条が要求する放射性物質の拡散抑制対策に対して有効 性評価を求めないことに合理性が認められること	27
略称語句使用一覧表	29

第1 はじめに

本件申請が設置許可基準規則51条等（同条及び技術的能力審査基準Ⅱ1.8項）及び同規則55条等（同条及び同審査基準Ⅱ1.12項）に適合するとした原子力規制委員会の判断の合理性の争点に関し（原判決の争点7及び8）、一審被告は、一審被告第8準備書面において、同規則51条等及び同規則55条等が要求する規制等の内容及びこれに合理性が認められることを述べるとともに、同規則等に係る参加人の申請内容並びに原子力規制委員会による適合性審査の内容及びその判断に合理性が認められることを主張した。

これに対し、一審原告らは、一審原告ら準備書面(5)において、大要、①設置許可基準規則51条の要求設備として原子炉下部キャビティ注水ポンプ及び注水配管を設置して専用の独立した流路を確保すべきである（一審原告ら準備書面(5)第2・9ないし13ページ）、②同規則55条の規制要求として汚染水対策が含まれていると解すべきである（同第3・13ないし19ページ）、③同条の想定する放射性物質の拡散抑制対策についても同規則37条が求める有効性評価が必要である（同第4・19及び20ページ）などと主張し、本件申請が同規則51条及び同規則55条に適合するとした原子力規制委員会の判断に看過し難い過誤、欠落がある旨主張する。

そこで、一審被告は、本準備書面において、一審原告ら準備書面(5)における一審原告らの主張のうち、設置許可基準規則51条及び同規則55条に係る主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本準備書面において新たに用いるもののほか、原判決の例により、原判決に定義のないものについては、一審被告準備書面等の例による（本準備書面末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する。）。

第2 本件申請が設置許可基準規則51条に適合するとした原子力規制委員会の判断に看過し難い過誤、欠落があるとはいえないこと（前記第1①の一審原告ら

の主張に対する反論)

1 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために専用の独立した流路の確保が必要であるとの一審原告らの主張は理由がないこと

(1) 一審原告らの主張要旨

一審原告らは、①設置許可基準規則51条が「発電用原子炉施設には、(中略)溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な設備を設けなければならない。」と規定し、同規則の解釈51条部分が「原子炉格納容器下部注水設備は、多重性又は多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ること。」と規定していること(乙第113号証110ページ)、②LOCA¹¹発生時においては、配管断熱材が破片となって飛散し、これらの破片が、原子炉下部キャビティへの格納容器スプレイ水の注水流路を閉塞させることが「容易に想像できる」こと、及び、③高浜発電所1号炉及び2号炉において、原子炉下部キャビティへの給水のための専用の原子炉下部キャビティ注水ポンプ及び注水配管が設置されていることを根拠に、同規則51条の要求設備として、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、専用の独立した流路の確保(給水設備)が求められていると主張した上で、原子力規制委員会において、そのような対処を要求せずに本件各原子炉施設に係る審査を行い、本件処分をしたことには、看過し難い過誤、欠落がある旨主張する(一審原告ら準備書面(1)第1の2・4及び5ページ、同準備書面(5)第2・9ないし13ページ)。

(2) 設置許可基準規則51条に係る一審原告らの解釈は誤りであること(前記)

(1) ①の一審原告らの主張に対する反論)

しかしながら、そもそも設置許可基準規則51条により設置が義務づけら

*1 冷却材喪失事故のことをいう(一審被告の令和5年5月1.5日付け一審被告第9準備書面(以下「一審被告第9準備書面」という。)脚注5参照)。

れる「炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するため必要な設備」とは、同条の解釈にあるとおり、同条解釈1項a)、b)に「掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう」とされ、前記a)に掲げる「原子炉格納容器下部注水設備」とは、同a)のi)、ii)に「掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう」とされているから、前記a) ii)に掲げる「多重性又は多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ること」についても、「これらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備」であれば、前記要求を満たすものとしているもので、同条の要求設備について、一律に「多重性又は多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ること」が必要であるとする解釈は誤りである（同規則の解釈51条部分（乙第113号証110ページ））。

そうだとすれば、本件申請に係る原子炉格納容器下部注水設備の設置許可基準規則51条への適合性の判断に当たり、これが前記「多重性又は多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ること」のうちの「独立性を有」するという要求事項との関係で、「これらと同等以上の効果を有する措置」であるかという検討なしに、単に「独立性を有」するかどうかという観点から、一審原告らが主張する「原子炉下部キャビティ注水ポンプ」及び「注水配管」といった、格納容器スプレイポンプ等とは別の溶融炉心を冷却するための独立した流路を設けていないことをもって、同条の要求事項を満たさないと結論づけることはできない。

したがって、一審原告らの前記(1)①の主張は、設置許可基準規則51条の誤った解釈に基づくものであり、理由がない。

(3) 参加人は、設置許可基準規則51条の要求事項に対応するための設備による原子炉下部キャビティへの蓄水に当たり、同キャビティに流入する格納容器スプレイ水の流路の健全性を確保しており、原子力規制委員会はこれを確

認していること（前記①②の一審原告らの主張に対する反論）

ア 設置許可基準規則51条が要求する重大事故等対処設備に係る参加人の申請内容

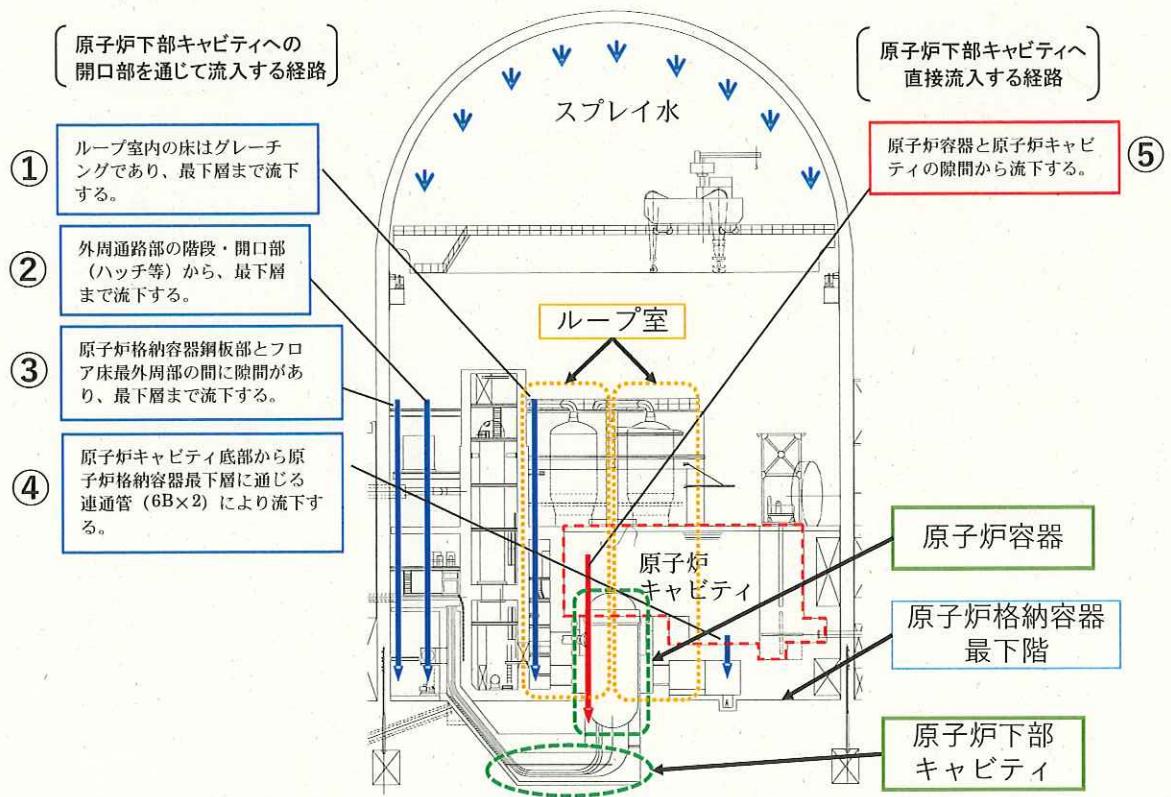
一審被告第8準備書面第4の2(1)（33ないし35ページ）のとおり、参加人は、設置許可基準規則51条が要求する重大事故等対処設備として、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するための格納容器スプレイポンプ、恒設代替低圧注水ポンプ等を設置するとした上で、これら重大事故等対処設備の設計方針として、恒設代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイポンプに対して多様性及び独立性を有し、位置的分散を図る設計とすること、全交流動力電源が喪失した場合でも代替電源設備により給電が可能な設計とすること、格納容器スプレイ水は溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とすることとしている。（以上につき、乙第177号証322及び323ページ）

イ 原子炉下部キャビティへの格納容器スプレイ水の流入に係る参加人の申請内容

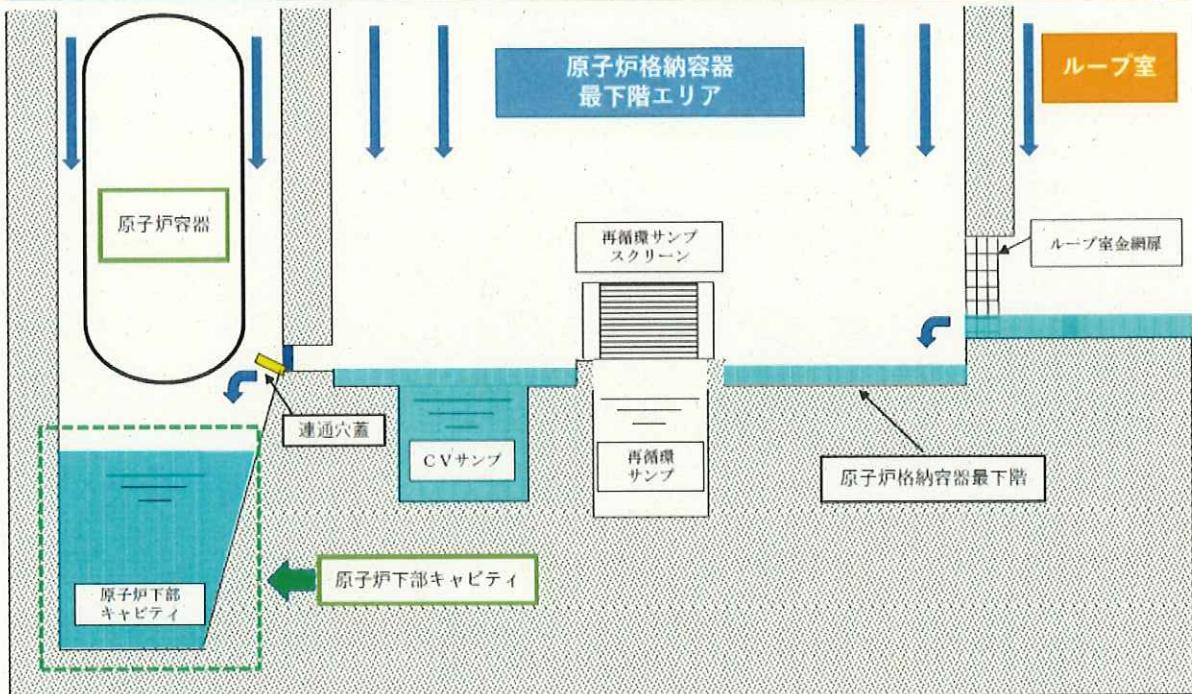
- (ア) 参加人は、前記アの原子炉下部キャビティへの蓄水に係る設計に当たり、原審における被告第28準備書面第2の2(3)（17ないし22ページ）のとおり、格納容器スプレイ水が原子炉格納容器に注水されると、
- ① ループ室内の各フロアのグレーチング^{*2}（図1①に該当）
 - ② 外周通路部の階段・開口部（ハッチ等）（同②に該当）
 - ③ 原子炉格納容器と各フロアの最外周部の隙間（同③に該当）
 - ④ 原子炉キャビティ底部から原子炉格納容器最下階に通じる連通管（同④に該当）
 - ⑤ 原子炉容器と原子炉キャビティの隙間（同⑤に該当）

*2 鉄などの金属で作られた格子状の溝蓋のことをいう。

の各流路に沿って、原子炉下部キャビティに注水される。このうち、前記①から④については、原子炉格納容器最下階まで格納容器スプレイ水が流下した後、原子炉下部キャビティに通じる「連通穴」及び「小扉」を通じて、主に原子炉下部キャビティに流下することを確保し、また、前記⑤については、直接、原子炉下部キャビティに流下することを確保している、とする（以上につき、乙第169号証51-8-1ないし51-8-6ページ）。



格納容器スプレイ水の流入経路のイメージとして
原子炉格納容器下部のフロアを高さ順に示した図



【図2 格納容器スプレイ水の原子炉下部キャビティまでの流入経路断面概略図

(なお、図2は格納容器スプレイ水の流入経路のイメージとして原子炉格納容器下部フロアを高さ順に示したものである)】

(イ) そして、参加人は、前記(ア)で述べた原子炉下部キャビティへの格納容器スプレイ水の蓄水に係る設計に当たり、原子炉格納容器に注水された格納容器スプレイ水の原子炉下部キャビティへの流入経路の健全性について、後記a及びbのとおり、原子炉下部キャビティの内側及び外側からの閉塞の可能性といった観点から確認している。

a 原子炉下部キャビティ内側からの閉塞の可能性について

(a) 原子炉下部キャビティ内側からの閉塞の可能性について、参加人は、炉心の著しい損傷等により原子炉容器が破損し、溶融炉心や炉

内構造物等が原子炉下部キャビティに大量に落下・堆積するような状況を想定し、その結果、溶融炉心等の堆積物による原子炉下部キャビティへの格納容器スプレイ水の流入経路となる原子炉下部キャビティ内側からの連通穴が閉塞する可能性について検討している。

(b) すなわち、一審被告第9準備書面第2の2(2)ウ(9ないし11ページ)のとおり、参加人は、設置許可基準規則51条が要求する原子炉格納容器破損防止対策に係る同規則37条2項の有効性評価において、「大LOCA+ECCS^{*3}失敗+格納容器スプレイ失敗^{*4}」を最も影響の大きい評価事故シーケンスとして選定した上で、解析コード(MAAP)を用いた解析を行っているところ、その際、参加人は、原子炉下部キャビティに落下する溶融炉心及び炉内構造物等の量を保守的に設定するとともに、解析結果が持つ不確定性を考慮して、更に物量が多くなるようにし、合計約200トン分が原子炉下部キャビティに堆積することを想定した上で、原子炉下部キャビティに蓄積される溶融炉心等が平均的に原子炉下部キャビティに堆積すると仮定し、原子炉下部キャビティの水平方向断面積を踏まえた堆積高さを算出している。そして、参加人は、その計算により得られた堆積高さが、原子炉下部キャビティの底面から原子炉下部キャビティ内側にある連通穴の高さまで達しないことから、原子炉下部キャビティ内側から流入経路が閉塞することはないとした。

(以上につき、乙第169号証51-8-7ページ)

b 原子炉下部キャビティ外側からの閉塞の可能性について

(a) また、参加人は、原子炉下部キャビティの外側からの閉塞の可能

*3 非常用炉心冷却システムのことをいう(一審被告第9準備書面脚注6参照)。

*4 格納容器スプレイ機能が喪失することをいう(一審被告第9準備書面脚注7参照)。

性について、格納容器スプレイ水が前記(ア)①ないし④の各流路に沿って原子炉格納容器最下階まで格納容器スプレイ水が流下するまでの間に、原子炉格納容器の外部から持ち込まれた異物によって原子炉下部キャビティへの流入経路である連通穴が閉塞する可能性、及び前記a(b)で述べた評価事故シーケンスにおける大LOCAにより発生する異物によって同連通穴が閉塞する可能性について検討している。

(b) i すなわち、参加人は、連通穴を閉塞させるおそれのある異物として、

① プラント定期検査期間中に原子炉格納容器内に持ち込まれた検査機器等のうち、定期検査終了後も取り残された異物（テープ、プラスチック、ビニール製品、ロープ、ウエス、布切れ等）

② 設計基準事故や重大事故等に伴い発生する異物（破損保温材（纖維質：ロックウール、グラスウール、粒子状：ケイ酸カルシウム）、その他粒子状異物（塗装）、堆積異物（纖維質、粒子））

を想定している。

ii その上で、参加人は、前記①で想定される異物への対応として、定期検査期間中は、異物が原子炉格納容器内に放置されていないことを目視により点検するとともに、放置された異物が発見された場合は原子炉の起動までに除去する等の適切な措置を講じ、また、定期検査終了後には、異物等が放置されていないことを原子炉格納容器内点検にて確認しており、このような原子炉格納容器内の異物管理を実施することにより、連通穴の健全性を確保することが可能であるとしている（乙第169号証51-8-8ペー

ジ)。

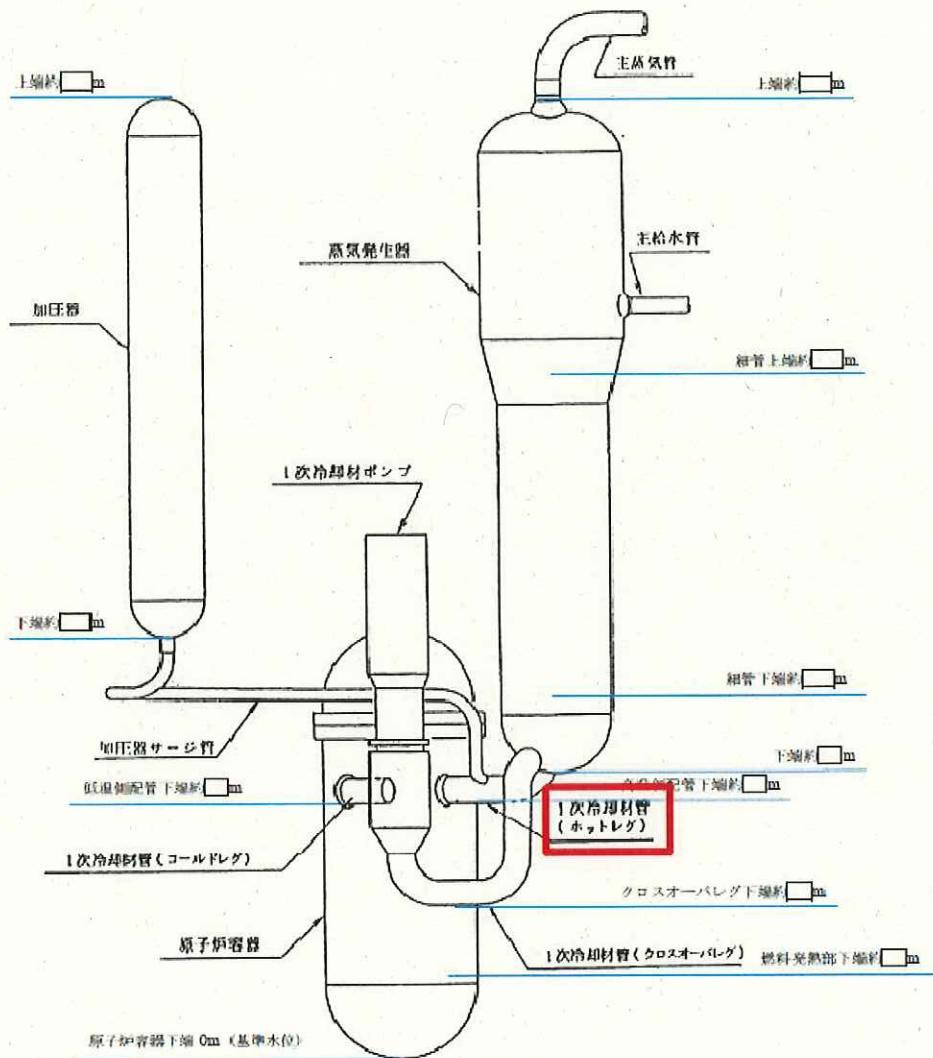
iii 他方、前記②で想定される異物については、設計基準事故や重大事故等の発生に伴い、連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ格納容器スプレイ水等の流入が必要となる状況としては、炉心の著しい損傷の発生により、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却する場合が想定されるところ、参加人は、このような炉心損傷に至る事故シーケンスとしては、主として1次冷却材管のL O C A（冷却材喪失事故）又は過渡事象が起因となるとした上で、そのうち発生する異物量が最大となる1次冷却材管^{*5}（図3における1次冷却材管（ホットレグ）部分）の大破断L O C Aを想定して発生異物への対策を検討することとしている。そして、大破断L O C A時に発生する異物としては、前記iのとおり、破損保温材（繊維質：ロックウール、グラスウール、粒子状：ケイ酸カルシウム）、その他粒子状異物（塗装）、堆積異物（糸くず等の繊維質、砂等の粒子）が想定された上で、これらの異物のうち、各種保温材については、ループ室^{*6}に設置されている1次冷却材設備^{*7}において使用されていることから、ループ室内

*5 図3の1次冷却材設備配置図において1次冷却材管は3箇所あるが、原子炉格納容器の破損防止対策の有効性評価におけるL O C A事象（溶融炉心・コンクリート相互作用等）においては、炉心溶融、原子炉容器破損などの事象の発生時刻が早まる観点から厳しい想定となるホットレグ（高温側配管）の破断を想定している。

*6 原子炉容器の外側に位置し、1次冷却材管、1次冷却材ポンプ、蒸気発生器及び加圧器が存在する場所をいう（図1及び図5参照）

*7 本件各原子炉施設（PWR）の1次冷却材設備は、原子炉容器を中心として蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器などで構成されている（図3参照）。

で発生し、それら以外の粒子状異物及び堆積異物については、ループ室内外で発生するとしている。（以上につき、乙第169号証51-8-8ページ）

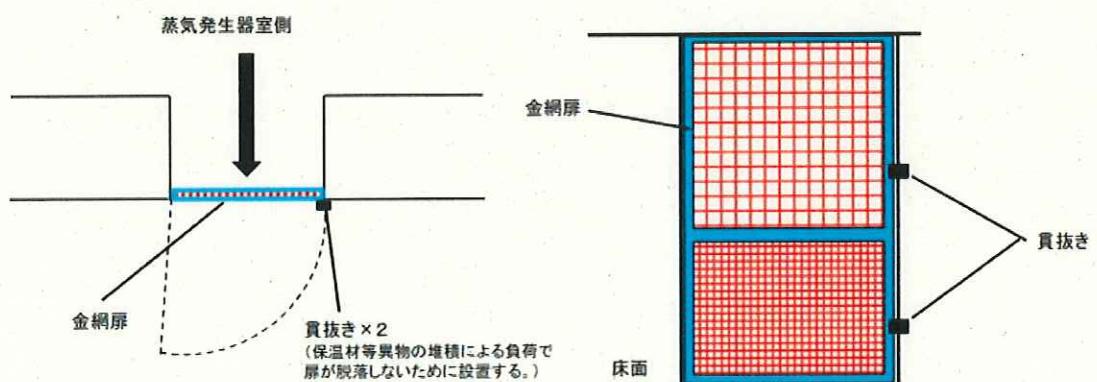


【図3 1次冷却材設備配置図（乙第326号証・添1.5.1-15ページの図を一部加工）。なお、枠囲み箇所については、機密事項のため非公開箇所である。】

その上で、参加人は、ループ室内外で発生する異物に対して、以下のような対応を行うこととしている。

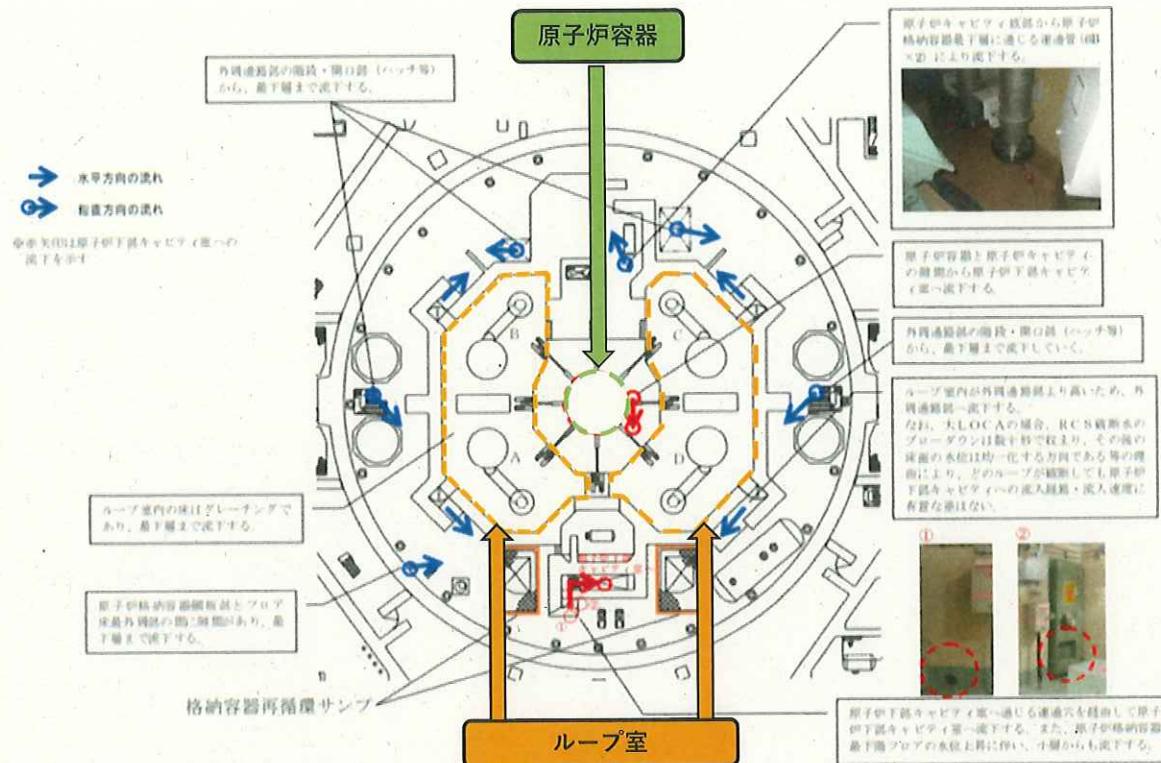
すなわち、大破断L O C A時にループ室内（図1及び図5参照）で発生する異物に対しては、前記のとおり、その異物の大部分が各種保温材であるところ、これらのうち、連通穴を閉塞させるような大きな塊を形成する保温材等は、まず、ループ室の各階にある床面のグレーチング（網目30mm×100mm）によって捕捉される。

また、グレーチングの開口部（網目の部分）を通過した大型保温材等が、万一連通穴（直径155mm）に到達することを防止するために、各ループ室最下階入口（5箇所）に金網扉を設置し、この金網扉の下部80cmにループ室床面と同じ網目の大きさのグレーチングを取り付けているところ、前記のとおり、ループ室床面のグレーチングとループ室入口の金網扉の網目の大きさは同じであるから、ループ室床面のグレーチングを通過した保温材等によりループ室入口の金網扉が閉塞することはなく、また、この網目の大きさからして、これを通る異物が連通穴（直径155mm）を閉塞することは考えにくい、とする。



【図4 異物対策としてループ室入口に設置される金網扉のイメージ図】

他方、ループ室外で発生する異物に対しては、大破断L O C A 時において、塗装等の粒子状異物及び堆積異物（糸くず等の繊維質、砂等の粒子）が発生し得るが、万一、ループ室の床面に落下しても、原子炉下部キャビティに達するまでの流路が複雑かつ長いこと等により原子炉下部キャビティまで到達し難い、とする。さらに、原子炉下部キャビティへの開口部となる連通穴は、原子炉格納容器最下階の床面近傍に位置しており、その穴径も155 mmであることから、ループ室外で発生する塗装等の粒子状異物及び堆積異物が、連通穴を閉塞させるような大型の異物に該当するとは考えにくい上、連通穴は複数設置することで多重性を持った設計としている、とする。（以上につき、乙第169号証51-8-8及び51-8-9ページ）



【図5 原子炉格納容器内におけるループ室等の位置及び格納容器スプレイ水等の原子炉下部キャビティへの流入経路（概略図） 乙第169号証51-8-2ページの図2に一部加筆】

ウ 原子力規制委員会の適合性審査及び判断

前記ア及びイで述べた、原子炉下部キャビティへの格納容器スプレイ水の流入に係る参加人の申請内容に対して、原子力規制委員会は、格納容器スプレイ水が格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ格納容器最下部フロアまで流下し、さらに連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流下することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とすることを確認している（乙第177号証323ページ）。

エ 小括

以上のとおり、本件各原子炉施設においては、原子炉下部キャビティへの格納容器スプレイ水の流路の健全性が確保される設計となっているのであり、一審原告らの前記(1)(2)の主張は理由がない。

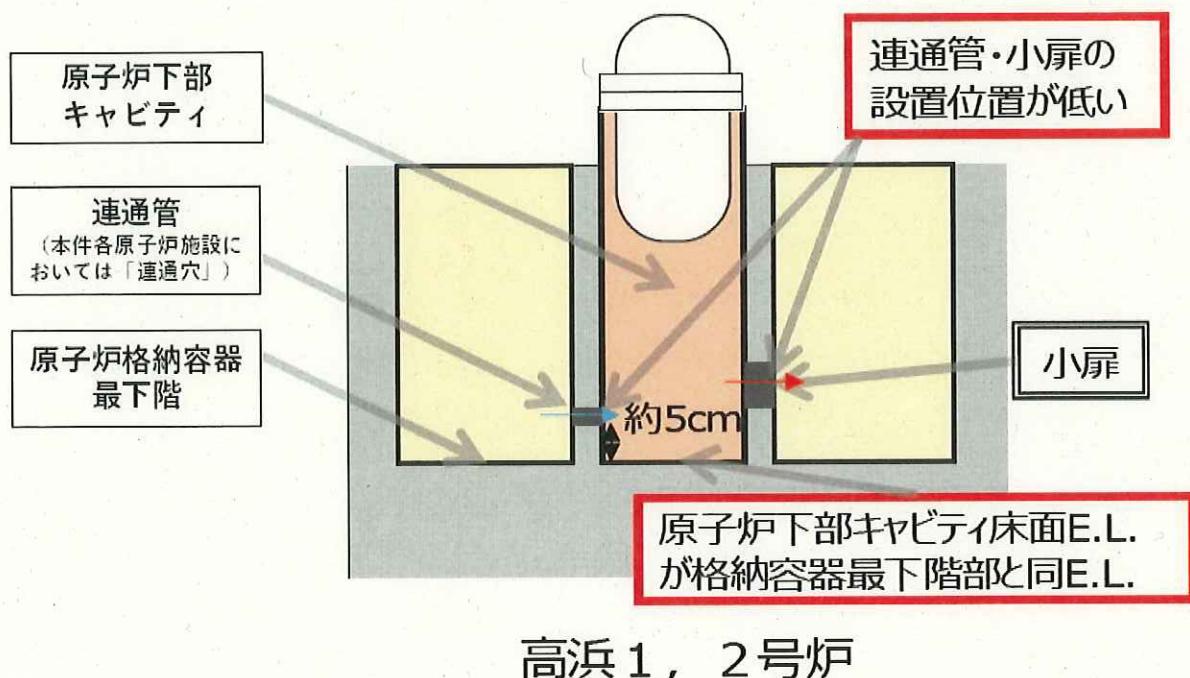
(4) 本件各原子炉施設の下部構造は、高浜発電所1、2号炉のそれとは異なるものであり、溶融炉心の冷却に当たり専用の原子炉下部キャビティ注水ポンプ等の設置は不要であること（前記(1)(3)の一審原告らの主張に対する反論）

ア 一審原告らは、前記(1)(3)のとおり、高浜発電所1、2号炉においては、原子炉下部キャビティへの給水のための専用の設備によって独立した流路があることを指摘し、本件各原子炉施設においても高浜発電所1、2号炉と同様に専用の独立した流路を確保すべきである旨主張する。

イ しかしながら、以下のとおり、本件各原子炉施設の下部構造が、高浜発電所1、2号炉の下部構造とはそもそも異なる仕様であることからすると、高浜発電所1、2号炉において設置されている設備が、本件各原子炉施設においても同様に必要となるわけではない。

すなわち、本件各原子炉施設においては、原子炉格納容器最下階の床面と原子炉下部キャビティの床面との間に十分な高低差があり（図2参照）、原子炉格納容器最下階に到達した格納容器スプレイ水がその高低差によって自然と原子炉下部キャビティに流下する構造となっているのに対し、高浜発電所1、2号炉においては、原子炉格納容器最下階の床面と原子炉下部キャビティの床面との間にほとんど高低差はなく（乙第327号証51-8-1ページ。図6参照。）、原子炉格納容器最下階に到達した格納容器スプレイ水がその高低差によって自然と原子炉下部キャビティに流下する構造とはなっておらず、代替格納容器スプレイのみでは原子炉格納容器下部キャビティに優先的に格納容器スプレイ水が流入しない（図6及び図

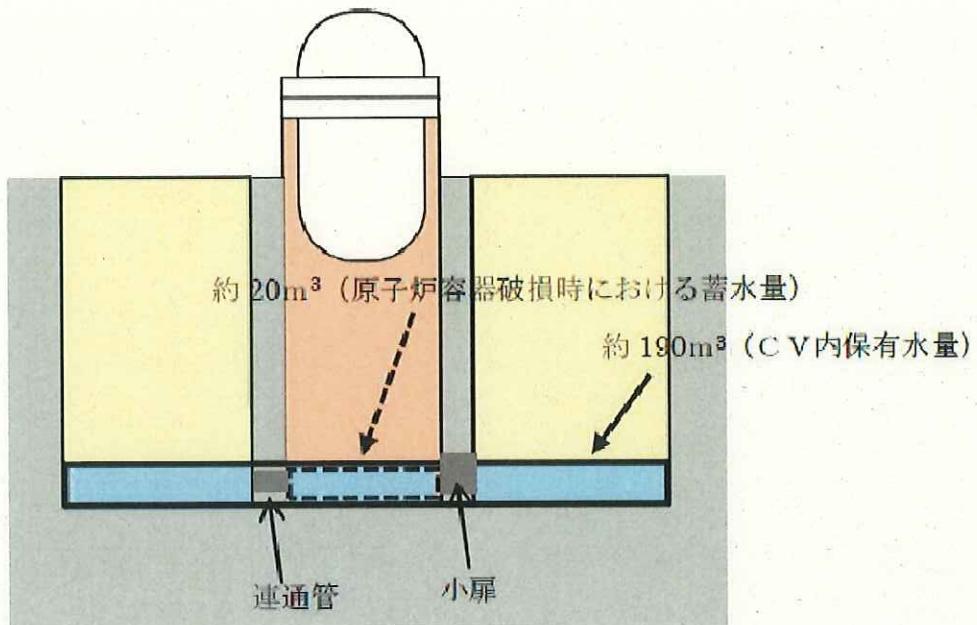
7 参照）。そのため、事故進展の早い評価事故シーケンス^{*8}においては、溶融炉心の落下までに溶融炉心の冷却に十分な水量を原子炉下部キャビティに蓄水できない可能性があることから、高浜発電所 1、2 号炉においては、原子炉格納容器破損時に必要となる水量を確実に確保できるような対策を別途講じる必要があったのである（乙第 327 号証 51-8-1 ページ）。



高浜 1, 2 号炉

【図 6 高浜発電所 1、2 号炉の原子炉下部キャビティの配置図
（乙第 327 号証 51-8-2 ページの図に一部加筆）】

*8 炉心の著しい損傷に至る可能性のある事故シナリオを、起因事象、安全設備や緩和操作の成功・失敗、物理現象の発生の有無などの組合せとして表したものを「事故シーケンス」といい、格納容器破損モードごとに、格納容器の破損に至る重要な事故シーケンスを「評価事故シーケンス」という（一審被告第 9 準備書面脚注 1 参照）。



【図7 高浜発電所1、2号炉の原子炉容器破損時における原子炉下部キャビティの蓄水概要図（乙第327号証51-8-2ページ）】

ウ 以上のとおり、高浜発電所1、2号炉の原子炉下部キャビティ注水設備は、これらの炉の原子炉下部の構造上、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却しMCCI事象を抑制するために原子炉下部キャビティ注水設備等の設置が必要とされたことから設けられたものである。これに対し、一審被告第9準備書面第2の3（12及び13ページ）のとおり、参加人は、本件各原子炉施設においては、高浜発電所1、2号炉と同様の原子炉下部キャビティ注水設備等を設げず、現状の設備により溶融炉心を冷却しMCCI事象を抑制することが可能であると評価し、原子力規制委員会は本件適合性審査においてこれを確認している（乙第177号証207及び208ページ）。

したがって、本件各原子炉施設においては、高浜発電所1、2号炉とは異なり、原子炉下部キャビティへの給水のための専用の設備を設置する必要はないのであり、一審原告らの前記①③の主張は理由がない。

2 小括

以上のとおり、参加人は、本件各原子炉施設について、設置許可基準規則 5 1 条の要求事項に対する設備等を整備することにより、原子炉格納容器下部に溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計としており、格納容器スプレイポンプ等とは別の溶融炉心を冷却するための独立した流路を設けるものではないものの、「これらと同等以上の効果を有する措置」が講じられていると認められるから、同条の解釈に基づく要求設備として欠けるところはないもので、原子力規制委員会は、参加人の申請内容が同条の要求を満たすことを確認している。

したがって、本件各原子炉施設の設計が設置許可基準規則 5 1 条に適合するとした原子力規制委員会の判断には合理性が認められるから、本件各原子炉施設の設計が同条に適合しないとする一審原告らの主張は、いずれも理由がない。

第3 設置許可基準規則 5 5 条の要求事項として汚染冷却水対策が含まれていると解すべきであるとの一審原告らの主張は理由がないこと（前記第1②の一審原告らの主張に対する反論）

1 一審原告らの主張要旨

一審原告らは、設置許可基準規則 5 5 条の解釈制定の際には、パブリックコメントにおいて多くの汚染水対策に関する意見が寄せられており、同条は「汚染冷却水対策も含んだ想定で解釈されるべき」であることに加え、同条の解釈が定められた後の福島第一発電所の汚染冷却水問題の状況を併せ考慮すれば、同条の「工場等外への放射性物質の拡散」に対しては、汚染冷却水への対応も含めて「海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備を整備すること」が必要であったにもかかわらず、原子力規制委員会において、同条の解釈に汚染冷却水を含めずに調査審議をし、本件処分をしたことには、看過し難い過誤、欠落があると主張する（一審原告ら準備書面(5)第3・13ないし19ページ）。

2 設置許可基準規則55条及び同条の解釈に関する一審原告らの主張は、同規則等の制定経緯を正解せずにされた根拠がないものであること

(1) 一審被告第8準備書面第2の1(3)（16ないし24ページ）及び原審における被告第28準備書面第1の2（7ないし11ページ）等のとおり、設置許可基準規則55条は、同規則における有効性評価を受けた何重もの重大事故等対策を講じてもなお、通常想定し難い何らかの事情により、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損といった重大事故に至った場合をも想定して、発電用原子炉設置者に対し、設備の設置というハード面において、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備をあらかじめ設置しておくことを求める規定である。そのため、同条及び同条の解釈が要求する設備は、重大事故が発生した場合の放射性物質の拡散形態を踏まえ、その抑制のために、あらかじめ設置しておくことが必要な設備である。

そして、原子炉格納容器の破損等が発生した後に発生し得る放射性物質の拡散形態として現時点で想定し得るものとしては、原子炉格納容器の破損部等から放出された放射性物質が放射性プルーム（気体）を形成し、工場等の外に移動していく形態が挙げられる。このような拡散形態に対しては、原子炉建屋（加圧水型炉（PWR）の場合は原子炉格納容器頂部までを含む。）に放水できる設備をあらかじめ配備することで、放射性物質の拡散を抑制することができる。具体的には、これらの放水設備、例えば放水砲により水を噴霧し、放射性プルームに含まれる微粒子状の放射性物質に水滴を衝突させて捕集し、水滴とともに落下させることにより、放射性物質の拡散を抑制する。

また、この放水により水滴とともに落下した放射性物質を含む放水後の水が海洋に拡散する事態に対しては、あらかじめシルトフェンス等の設備を整備することにより、海洋への拡散を抑止し、工場等外への放射性物質の拡散を抑制することができる。

（以上につき、乙第294号証178ページ）

(2) 設置許可基準規則 55 条が想定する事象及び要求する設備は前記(1)のとおりであるが、一方で、福島第一原発事故においては、同事故後に 2 号機の取水口付近において放射性物質を含む水（汚染冷却水）が海洋に流出したことが確認されているところ、以下の理由により、同条ではこのような汚染冷却水の流出対策は要求されていない。

すなわち、前記(1)のとおり、重大事故等対策の要求では、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷を防止するといった対策が求められており、かかる要求を満たさない申請に対しては許可がされないこととなっている。設置許可基準規則 55 条が要求する設備が機能する場合は、福島第一原発事故を踏まえた複数の炉心損傷防止対策や原子炉格納容器破損防止対策等が存在するにもかかわらず、想定し難い事情によりこれらの対策が有効に機能せず原子炉格納容器が破損するなどして、大気中に放射性物質が放出されるような場合である。このような発生に至る可能性が極めて小さく、態様も事前に特定し難い事態まであえて想定し、これに対してあらゆる対処設備を設計段階で要求することは規制要求として合理的ではない。

加えて、汚染冷却水の流出等への対策を規制上いかに要求すべきかについては、現に発生した事象である汚染冷却水の流出過程等を考慮した上で検討すべきである。そして、原審における被告第 12 準備書面第 2 の 2 (10 ないし 12 ページ) 及び同第 15 準備書面第 1 の 1 (2) イ (8 及び 9 ページ) のとおり、福島第一原発事故においては、同事故後、最初に汚染冷却水が海洋に流出したことが確認されたのは、平成 23 年 4 月 2 日午前 9 時 30 分頃であるところ、当該事象の開始時期については、同月 1 日に観測した 2 号機スクリーンの近傍海面付近の空間線量がバックグラウンドレベルと変わらない 1.5 mSv/h であったのに対し、同月 2 日に汚染水の流出が発見された直後には、ほぼ同様の場所である 2 号機スクリーンの床上（海面より約 4 m）において観測した空間線量が 20 mSv/h であったことからすれば、同月 1 日に汚染水の流出が

始まったと推定され、かつ、その推定は十分保守的と評価されている（乙第63号証1ページ、乙第294号証180及び181ページ）。このように、福島第一原発事故の後、汚染水の工場等外への流出が最初に確認されたのは、事故発生から約3週間も経過した後の時点であった。仮に、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損によって、汚染冷却水の流出など放射性物質が地中に浸透した後に工場等外に流出する事象が発生したとしても、このような事象は進展の速度や形態が個別の原子炉施設ごとに様々であり、前記(1)で述べた気体による拡散に比べて事象の進展も遅いものであることを踏まえると、現実に発生した個別具体的な事象に対して臨機応変な対応をすることが適切であるから、汚染冷却水の流出等の対策については、あらかじめ設備による対応を要求するのではなく、ソフト面の対応を要求することが合理的である。そのため、設置許可基準規則55条は、汚染冷却水の流出等の対策として必要な設備を要求していない。

むしろ、福島第一原発事故で生じたような汚染冷却水の流出への対策は、一審被告第8準備書面第2の1(3)イ(4)b及びc(23及び24ページ)のとおり、重大事故等の中長期的な対応も見据えた技術的能力審査基準による対策や、当該施設の状況に応じた適切な方法による管理が特に必要と認めるときには、特定原子力施設に指定して行う対策によって対応することが予定されているところである。

(以上につき、乙第294号証180及び181ページ)

(3) そして、前記(2)で述べた設置許可基準規則55条の解釈は、原子力規制委員会が、福島第一原発事故を契機として、重大事故等への対策を規制の対象と位置づけることとした改正原子炉等規制法の趣旨にのっとり、発電用原子炉の設置許可の要件に関する規制基準の見直しを行うため、関係分野の専門技術的知見を有する学識経験者らが参加して原子炉施設等基準検討チームを構成し、同チームにおいて、設置許可基準規則及びその解釈の検討が行われており、同

規則55条及び同条の解釈は、関係分野における学識経験者らの専門技術的知見に基づく意見等の集約を経ることにより、原子力規制委員会において制定されたものであること（一審被告第8準備書面第2の1(3)ア・16ないし19ページ等。乙第159号証36ページ、乙第160号証の1・11及び12ページ、乙第160号証の2・5ページ等）や、工場等外への放射性物質の拡散抑制に関する検討過程において、汚染冷却水対策については、「重大事故が発生した場合、（中略）中長期の対応としては、外部支援も得つつ、状況に応じた柔軟な対応を行うことが重要です。ご指摘の汚染水の処理、貯蔵対策については、このような考え方から、現時点で具体的な設備を要求することはしていません。」との考え方方が、原子力利用における安全性確保につき高度の専門技術的知見を具備する合議制機関である原子力規制委員会から示されていること（原審における被告第31準備書面第1の1(2)・4ないし6ページ。乙第210号証237ページ）からも、合理的なものということができる。

(4) なお、一審原告らは、本件各原子炉施設において、地下水対策として、建屋外にサブドレンが設置されておらず、「現状の地下水対策に構造的欠陥がある」旨主張していることから（一審原告ら準備書面(5)第3の4・15ページ）、念のため付言するに、一審原告らが指摘するような地下水対策については、設置許可基準規則9条（溢水による損傷の防止等）の要求事項への対応として審査されており、当該対策は同規則55条や汚染冷却水対策として直接的に関係するものではない。その上で、参加人は、設置許可基準規則9条1項が要求する、本件各原子炉施設内において溢水が発生した場合においても安全施設の安全機能が損なわれないようにするための溢水防護に関する基本方針を示すに当たり、地下水の流入による溢水影響について想定しており（乙第328号証2-9-22ページ、2-9-別1-92、2-9-別1-538ないし540ページ）、原子力規制委員会は、同条項の規制要求に対して、参加人が地下水を要因とする溢水についても想定していること、地下水を要因とする溢

水に対する設計方針についても、防護対象設備の安全機能が損なわれない設計としていることを確認している（乙第177号証99ないし106ページ）。

(5) 以上の点からすると、設置許可基準規則55条及び同条の解釈が汚染冷却水対策も含めた工場等外への放射性物質の拡散抑制のための設備を要求しているとの一審原告らの主張は、同条の要求内容を正解しないものであり、理由がない。

第4 設置許可基準規則55条の想定する放射性物質拡散抑制対策は同規則37条が求める有効性評価が必要であるとする一審原告らの主張は理由がないこと (前記第1③の一審原告らの主張に対する反論)

1 一審原告らの主張要旨

一審原告らは、設置許可基準規則55条で要求する放射性物質の拡散抑制対策について、重大事故等発生時に有効に機能するかどうかの有効性評価が必要である旨主張する（一審原告ら準備書面(5)第4・19及び20ページ）。

2 設置許可基準規則55条が要求する放射性物質の拡散抑制対策に対して有効性評価を求めないことに合理性が認められること

(1) 一審被告第8準備書面第2の1(3)イ(ウ)及び(エ)(20ないし24ページ)のとおり、設置許可基準規則における重大事故等対策の要求では、有効性が確認された炉心損傷防止対策及び原子炉格納容器破損防止対策が求められており（同規則37条）、これらの対策が機能すれば、重大事故が原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出にまで拡大する可能性は、極めて低く抑えられことになる。また、これらの対策を講じてもなお想定し難い事情によりこれらの対策が有効に機能せず、原子炉格納容器が破損するなどして、放射性物質が格納容器から大気中に放出されるような場合、原子炉施設の状態はその破損・損傷部位によって大きく異なるものであることから、最新の技術的知見に基づいても全ての事象を想定することは実質的に不可能であ

り、あらかじめ全ての事象に対して設備を要求することは、発生に至る可能性が極めて小さく、態様も事前に特定し難い事象まであえて想定し、これに対してあらゆる対処設備を設計段階で要求することとなり、規制要求として極めて不合理である。

もっとも、福島第一原発事故時に現実に放射性物質が放出された事実を踏まえ、深層防護の観点から、これらの対策を講じてもなお想定し難い事情によりこれらの対策が有効に機能せず原子炉格納容器が破損するなどして、放射性物質が格納容器から放出されるような場合をあえて想定し、放射性物質の拡散を抑制するための設備について、設置許可基準規則55条において、特に追加的な要求を規定したものであるが、前記のとおり、原子炉格納容器が破損して放射性物質が大気中に放出されるような、事故が進展し、不確かさの大きい状況については、事故の態様を事前に特定して、対策の成功基準を設定することは困難であることから、同条は、その有効性を評価することまでは要求しておらず、このような考え方は、規制要求として合理的なものである。（以上につき、乙第294号証177ページ）

(2) したがって、設置許可基準規則55条が要求する放射性物質の拡散抑制対策に対して、その有効性評価まで要求していないことには合理性が認められるから、一審原告らの前記1の主張は理由がない。

以上

略称語句使用一覧表

事件名 大阪高等裁判所令和3年(行コ)第4号
 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件
 控訴人兼被控訴人 (一審被告) 国
 被控訴人(一審原告) X 1 ほか
 控訴人(一審原告) X 5 1 ほか
 参加人 関西電力株式会社

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
数字				
①の考え方	①施設が有する安全機能の重要度に応じて適切な地震力を定め、その地震力に対し十分耐えるよう設計すること	控訴審第7準備書面	8	
2号要件	その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号)	原審第4準備書面	21	
②の考え方	②最も重要度の高い耐震重要度分類Sクラスに相当する耐震重要施設については、基準地震動による地震力に対し安全機能を保持すること	控訴審第7準備書面	8	
3号要件	その者に重大事故(発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第43条の3の22第1項において同じ。)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号)	原審第4準備書面	22	
4号要件	発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号)	原判決	5	
7月27日規制委員会資料	平成28年7月27日原子力規制委員会資料「大飯発電所の地震動に係る試算の過程等について」	原審第15準備書面	11	
51条等	設置許可基準規則51条及び技術的能力審査基準1.8項の総称	原判決	163	
55条等	設置許可基準規則55条及び技術的能力審査基準1.12項の総称	原判決	176	
英字				

(a)ルート	「壇ほか式」(レシピ(12)式)とレシピ(13)式を用いてアスペリティ面積比を求める手順であり、M ₀ からスタートし、加速度震源スペクトル短周期レベルA、(13)式を経て、アスペリティの総面積Saへと至る実線矢印のルート	原審第19準備書面	33	
(b)ルート	地震モーメントの増大に伴ってアスペリティ面積比が増大となる場合に、地震モーメントM ₀ や短周期レベルAに基づきアスペリティ面積比等を求めるのではなく、「長大な断層」と付記された破線の矢印のとおり、アスペリティ面積比を約0.22の固定値に設定するルート	原審第19準備書面	33	
IAEA	国際原子力機関	原審第30準備書面	19	
IAEA・SSG-21	IAEA Safety Standards "Volcanic Hazards in Site Evaluation for Nuclear Installations" (No.SSG-21)	原審第30準備書面	13	
ICRP	国際放射線防護委員会	原判決	13	
ICRP2007勧告	ICRPの平成19年(2007年)の勧告	原判決	70	甲35, 乙32, 34, 218から220
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構(Japan Nuclear Energy Safety Organization)	原審第30準備書面	21	
Kinematicモデルによる方法	佐竹ほか(2002)による運動学的地すべりモデルによる予測方法	控訴審第10準備書面	26	
L _{sub}	震源断層の長さ	原判決	18	
PAZ	放射線被ばくにより重篤な確定的影響を回避する区域	原審第32準備書面	13	
PRA	確率論的リスク評価	原審第17準備書面	24	
Somerville規範	「Somerville et al.(1999)」において示されたトリミングの規範	原審第16準備書面	41	
SRCMOD	Finite-Source Rupture Model Database	原審第19準備書面	43	乙86
S波速度	せん断波速度	原審第24準備書面	25	
UPZ	確定的影響のリスクを合理的な範囲で最小限に抑える区域	原審第32準備書面	13	
Wattsほかの予測式	Grilli and Watts(2005)及びWattsほか(2005)による予測式	控訴審第10準備書面	26	
あ				
秋田県モデル	秋田県(2012)で想定されている日本海東縁部の断層の波源モデル	控訴審第10準備書面	21	
芦田氏	芦田謙京都大学名誉教授	控訴審第11準備書面	38	
安全審査指針類	第4準備書面別紙3に列記する原子力安全委員会(その前身としての原子力委員会を含む。)が策定してきた各指針	原審第4準備書面	29	
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	原審第1準備書面	13	乙4

安全評価上の設定時間	設置許可申請書添付書類第八の仕様及び添付書類十における運転時の異常な過渡変化及び事故の評価で設定した時間(「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」における「適切な値をとるような速度」についての解説部分より)	原審答弁書	23	乙3
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	原審第1準備書面	19	乙20
安全余裕検討部会	制御棒挿入に係る安全余裕検討部会	原審第1準備書面	34	
い				
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決(民集46巻7号1174ページ)	原審第1準備書面	10	
一審原告ら控訴答弁書	一審原告らの令和3年6月3日付け控訴答弁書	控訴審第2準備書面	4	
一審原告ら準備書面(2)	一審原告らの2022年(令和4年)5月20日付け準備書面(2)	控訴審第11準備書面	7	
一審原告ら準備書面(3)	一審原告らの2022年(令和4年)11月15日付け準備書面(3)	控訴審第11準備書面	7	
一審原告ら準備書面(5)	一審原告らの2023年(令和5年)5月16日付け準備書面(5)	控訴審第13準備書面	6	
一審被告	控訴人兼被控訴人国	控訴審第1準備書面	6	
一審被告控訴理由書	一審被告の令和3年2月5日付け控訴理由書	控訴審第1準備書面	6	
一審被告第4準備書面	一審被告の令和4年8月22日付け一審被告第4準備書面	控訴審第5準備書面	4	
一審被告第8準備書面	一審被告の令和5年2月14日付け一審被告第8準備書面	控訴審第9準備書面	5	
一審被告第9準備書面	一審被告の令和5年5月15日付け一審被告第9準備書面	控訴審第14準備書面	7	
一審被告第10準備書面	一審被告の令和5年5月15日付け一審被告第10準備書面	控訴審第12準備書面	6	
入倉ほか(1993)	入倉孝次郎ほか「地震断層のすべり変位量の空間分布の検討」	原審第18準備書面	9	甲151
入倉ほか(2017)	入倉らが執筆した論文である「Applicability of source scaling relations for crustal earthquakes to estimation of the ground motions of the 2016 Kumamoto earthquake (2016年熊本地震の地震動の推定に対する内陸殻内地震の震源スケーリング則の適用可能性)」	原判決	35	
入倉ほか(2014)	入倉ほかが執筆した論文である「強震動記録を用いた震源インバージョンに基づく国内の内陸地殻内地震の震源パラメータのスケーリング則の再検討」	原判決	20	

入倉・三宅(2001)	入倉孝次郎氏及び三宅弘恵氏が執筆した論文である「シナリオ地震の強震動予測」	原判決	17	
入倉・三宅式	$M_0 = 7.5 \times 10^{18}$ 以上 1.8×10^{20} ($Mw 7.4$ 相当)以下の地震の経験式 $M_0 = (S / 4.24 \times 10^{11})^2 \times 10^{-7}$	原判決	237	
入倉	入倉孝次郎京都大学防災研究所教授(当時)	原判決	7	
入倉氏	入倉孝次郎京都大学名誉教授	控訴審第1準備書面	7	
う				
ウェルズほか(1994)	WellsとCoppersmithが執筆した論文である「New empirical relationships among magnitude, rupture length, rupture width, rupture area, and surface displacement」	原判決	85	
訴え変更申立書	原告らの平成25年9月19日付け訴えの変更申立書	原審第3準備書面	4	
訴えの変更申立書2	原告らの平成29年9月21日付け訴えの変更申立書	平成29年12月25日付け訴えの変更申立てに対する答弁書(原審)	5	
運動学的手法	佐竹ほか(2002)を参考にした運動学的モデルによる予測方法	控訴審第10準備書面	28	
え				
F-6破碎帯	旧F-6破碎帯と新F-6破碎帯を区別しないときは単に「F-6破碎帯」という	原判決	52	
お				
大飯破碎帶有識者会合	原子力規制委員会における大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合	原判決	53	
大飯発電所3号炉	関西電力大飯発電所3号原子炉	原審答弁書	4	
大飯発電所4号炉	関西電力大飯発電所4号原子炉	原審答弁書	4	
大谷氏	大谷具幸・岐阜大学工学部社会基盤工学科准教授	控訴審第11準備書面	33	
小田急大法廷判決	最高裁判所平成17年12月7日大法廷判決(民集59巻10号2645ページ)	原審第2準備書面	9	
か				
開水路の解析	開水路の水理解析	控訴審第12準備書面	14	
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則17条の施行後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原審第1準備書面	24	第4準備書面で基本用語を変更

改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法附則18条による改正法施行後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 ※なお、平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合には、単に「原子炉等規制法」という。	原審第4準備書面	5	第1準備書面から基本用語を変更
改正地質審査ガイド	改正後の地質審査ガイド	控訴審第6準備書面	11	
改正地震動審査ガイド	改正後の地震動審査ガイド	控訴審第6準備書面	11	
解釈別記2	設置許可基準規則の解釈別記2	一審被告控訴理由書	10	
解釈別記3	設置許可基準規則の解釈別記3	控訴審第12準備書面	6	
解析値	解析によって求められた値	原審第21準備書面	46	
各基準検討チーム	原子炉施設等基準検討チームと地震等基準検討チームを併せた名称	原判決	5	
火山ガイド	原子力発電所の火山影響評価ガイド	原審第30準備書面	4	乙179
片岡ほか式	片岡正次郎氏らが執筆した論文である「短周期レベルをパラメータとした地震動強さの距離減衰式」	原判決	25	
神奈川県以遠に居住する原告ら	原告 X60, 原告 X51, 原告 X62, 原告 X71 の総称	原判決	73	
釜江氏	釜江克宏京都大学複合原子力科学研究所特任教授	控訴審第1準備書面	7	
釜江意見書(地震モーメント)	京都大学名誉教授である釜江克宏氏(地震工学)の令和元年7月22日付け意見書(地震モーメント)	原審第31準備書面	3	乙208
釜江意見書(短周期レベル)	京都大学名誉教授である釜江克宏氏(地震工学)の令和元年7月22日付け意見書(短周期レベル)	原審第31準備書面	3	乙209
川瀬委員	川瀬博委員(原子力安全基準・指針専門部会の地震等検討小委員会の委員)	原判決	41	
川瀬氏	川瀬博京都大学防災研究所特任教授	控訴審第1準備書面	7	
川瀬氏報告書	川瀬氏が作成した「経験式と地震動評価のばらつきに関する報告書」	原審第33準備書面	38	乙235
関西電力	関西電力株式会社	原審答弁書	4	
き				
菊地ほか(1999)	菊地正幸ほか「1948年福井地震の震源パラメーター」	原審第20準備書面	23	乙97
菊地ほか(2003)	Kikuchi et al.(2003)	原審第19準備書面	43	乙91

技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第6号)	原判決	6	
技術基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306194号原子力規制委員会決定)	原審第5準備書面	8	乙46
技術基準適合命令	経済産業大臣が、電気事業法40条に基づき、事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認めるときにする、事業用電気工作物の修理、改造、移転、使用の一時停止、使用の制限等の命令	原審答弁書	10	
技術的能力審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会決定)	原判決	211	乙59
基準地震動	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則4条3項に規定する基準地震動	原審第5準備書面	13	
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	原審第5準備書面	16	
基準津波	設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	原審第5準備書面	28	
規則解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	控訴審第1準備書面	11	乙272
基本ケース	地震動審査ガイド I . 3. 3. 3に沿った地震動評価上の不確かさが一部考慮されていない段階の断層モデル	原審第33準備書面	44	
基本震源モデル	同上 (なお、原審第33準備書面44ページでは、「基本震源モデル」あるいは「基本ケース」と述べている。)	原審第9準備書面	11	
旧F-6破碎帯	昭和60年の本件各原子炉の設置変更許可申請時に推定されていたF-6破碎帯	原判決	51	
旧許可処分	発電用原子炉設置(変更)許可処分	原審第32準備書面	37	
九州電力	九州電力株式会社	原判決	16	
旧耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針について(昭和56年7月原子力安全委員会決定)	原審第1準備書面	14	
行訴法	行政事件訴訟法	原審答弁書	4	
け				
原告ら準備書面(1)	原告らの平成24年10月16日付け準備書面(1)	原審第1準備書面	5	
原告ら準備書面(2)	原告らの平成24年12月25日付け準備書面(2)	原審第2準備書面	4	

原告ら準備書面(5)	原告らの平成26年3月5日付け準備書面(5)	原審第9準備書面	6	
原告ら準備書面(6)	原告らの平成26年6月3日付け準備書面(6)	原審第6準備書面	4	
原告ら準備書面(7)	原告らの平成26年9月9日付け準備書面(7)	原審第7準備書面	5	
原告ら準備書面(8)	原告らの平成26年12月10日付け準備書面(8)	原審第9準備書面	6	
原告ら準備書面(9)	原告らの平成27年3月12日付け準備書面(9)	原審第10準備書面	6	
原告ら準備書面(10)	原告らの平成27年6月17日付け準備書面(10)	原審第10準備書面	6	
原告ら準備書面(11)	原告らの平成27年6月23日付け準備書面(11)	原審第10準備書面	6	
原告ら準備書面(12)	原告らの平成27年9月11日付け準備書面(12)	原審第11準備書面	5	
原告ら準備書面(13)	原告らの平成27年12月14日付け準備書面(13)	原審第12準備書面	5	
原告ら準備書面(14)	原告らの平成28年3月17日付け準備書面(14)	原審第13準備書面	5	
原告ら準備書面(15)	原告らの平成28年6月10日付け準備書面(15)	原審第14準備書面	5	
原告ら準備書面(16)	原告らの平成28年9月9日付け準備書面(16)	原審第15準備書面	5	
原告ら準備書面(17)	原告らの平成28年9月20日付け準備書面(17)	原審第15準備書面	5	
原告ら準備書面(18)	原告らの平成28年12月16日付け準備書面(18)	原審第16準備書面	8	
原告ら準備書面(19)	原告らの平成29年3月17日付け準備書面(19)	原審第17準備書面	7	
原告ら準備書面(20)	原告らの平成29年7月3日付け準備書面(20)	原審第18準備書面	6	
原告ら準備書面(21)	原告らの平成29年9月21日付け準備書面(21)	原審第20準備書面	7	
原告ら準備書面(22)	原告らの平成29年12月18日付け準備書面(22)	原審第20準備書面	7	
原告ら準備書面(23)	原告らの平成30年3月12日付け準備書面(23)	原審第21準備書面	10	
原告ら準備書面(24)	原告らの平成30年6月11日付け準備書面(24)	原審第28準備書面	5	
原告ら準備書面(27)	原告らの平成30年12月4日付け準備書面(27)	原審第30準備書面	4	
原告ら準備書面(29)	原告らの平成31年3月18日付け準備書面(29)	原審第28準備書面	17	
原告ら準備書面(30)	原告らの令和元年6月18日付け準備書面(30)	原審第30準備書面	4	
原告ら準備書面(32)	原告らの令和元年6月18日付け準備書面(32)	原審第33準備書面	6	
原告ら準備書面(34)	原告らの令和元年9月20日付け準備書面(34)	原審第31準備書面	3	
原災指針	原子力災害対策指針	原審第32準備書面	12	
原災法	原子力災害対策特別措置法	原審第32準備書面	12	
現状評価会合	大飯発電所3, 4号機の現状に関する評価会合	原審第3準備書面	6	
現状評価書	平成25年7月3日付け「関西電力(株)大飯発電所3号機及び4号機の現状評価書」	原審第3準備書面	6	乙35
原子力規制委員会等	原子力規制委員会及び経済産業大臣	原審第1準備書面	5	

原子力災害対策重点区域	住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域	原審第2準備書面	18	
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	原審第4準備書面	18	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	原審第4準備書面	5	
原子炉格納容器の破損等	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷	原審第17準備書面	33	
原子炉施設等基準検討チーム	原子炉設置許可の基準を検討するための発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム(発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チームと改称)	原判決	5	
原子炉制御系統	原子炉の通常運転時に反応度を調整する機器及び設備	原審第5準備書面	34	
原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可	原審第4準備書面	20	
原子炉停止系統	原子炉の通常運転状態を超えるような異常な事態において原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために原子炉を停止する機能を有する機器及び設備	原審第5準備書面	34	
原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原審答弁書	4	第3準備書面で略称を変更
検討会モデル	「日本海における大規模地震に関する調査検討会」(国土交通省、内閣府、文部科学省(2014))で想定されている若狭海丘列付近断層(F-49)の波源モデル及びFO-A～FO-B～熊川断層(F-53)の波源モデル	控訴審第10準備書面	21	
検討用地震	内陸地殻内地震(陸のプレートの上部地殻地震発生層に生ずる地震をいい、海岸のやや沖合で起こるものも含む。)、プレート間地震(相接する二つのプレートの境界面で発生する地震)及び海洋プレート内地震(沈み込む(沈み込んだ)海洋プレート内部で発生する地震)について、敷地に大きな影響を与えると予想される地震	原判決	206	
二				
広域地下構造調査(概査)	地震発生層を含む地震基盤から解放基盤までを対象とした地下構造調査	原審第23準備書面	50	
後段規制	段階的規制のうち、設計及び工事の方法の認可以降の規制	原審答弁書	7	
国会事故調報告書	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会・国会事故調報告書	原審第3準備書面	21	
小山氏	原告小山英之氏	原審第34準備書面	18	
小山氏陳述書	小山氏作成の「大飯3・4号炉基準地震動の過小評価」と題する陳述書	原審第34準備書面	18	甲221
近藤委員長	前原子力委員会委員長の近藤駿介氏	控訴審第2準備書面	12	

さ				
サイト	原子力施設サイト(敷地)	原審第30準備書面	20	
裁判所の第1回事務連絡	裁判所の令和4年1月21日付け事務連絡	控訴審第3準備書面	4	
佐賀地裁決定	玄海原子力発電所3・4号機再稼働差止仮処分申立事件に係る佐賀地方裁判所平成29年6月13日決定	原審第21準備書面	37	乙108
佐藤(2010)	佐藤智美氏による「逆断層と横ずれ断層の違いを考慮した日本の地殻内地震の短周期レベルのスケーリング則」	原審第21準備書面	30	乙104
佐藤(2012)	佐藤智美氏による国内外で発生した近時の内陸地殻内地震のスケーリング則に関する論文である「断層モデルに基づく世界の大規模地殻内地震の巨視的断層パラメータのスケーリング則」	控訴審第13準備書面	8	乙325
佐藤・堤(2012)	佐藤智美氏及び堤英明氏による「2011年福島県浜通り付近の正断層の地震の短周期レベルと伝播経路・地盤増幅特性」	原審第21準備書面	30	乙105
サマビルほか式	$M_0 = 7.5 \times 10^{18}$ (Mw6.5相当)未満の地震の経験式 $M_0 = (S / 2.23 \times 10^{15})^{3/2} \times 10^{-7}$	原判決	237	
サマビルほか(1999)	Paul Somervilleほかが執筆した論文である「Characterizing crustal earthquake slip models for the prediction of strong ground motion」	原判決	30	
参加人	控訴人参加人	一審被告控訴理由書	9	
参加人準備書面(1)	参加人の平成30年6月6日付け準備書面(1)	原審第24準備書面	29	
参加人控訴審準備書面(1)	参加人の令和4年5月24日付け準備書面(1)	控訴審第4準備書面	32	
三連動	FO-A断層, FO-B断層及び熊川断層の三連動	原審第33準備書面	56	
し				
敷地近傍地下構造調査(精査)	地震基盤から表層までを対象とした地下構造調査	原審第23準備書面	50	
重松氏	重松紀生産業技術総合研究所主任研究員	原審第34準備書面	16	
四国電力	四国電力株式会社	原審第21準備書面	14	
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	原審第5準備書面	6	
地震等基準検討チーム	原子力規制委員会が定めるべき基準を検討するための発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に關わる規制基準に関する検討チーム	原判決	5	

地震等検討小委員会	地震・津波関連指針等検討小委員会	原審第24準備書面	9	乙117
地震動審査ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306192号原子力規制委員会決定)	原判決	224	乙52
実用炉設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	原審第4準備書面	30	
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)	原審第4準備書面	20	
地盤審査ガイド	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド	原判決	217	
島崎	島崎邦彦氏	原判決	20	
島崎証言	名古屋高等裁判所金沢支部に係属する事件での島崎氏の証言内容	原審第19準備書面	10	甲168
島崎提言	島崎氏が執筆した論文である「最大クラスではない日本海『最大クラス』の津波一過ちを糾さないままでは『想定外』の災害が再生産される」における島崎氏の提言	原判決	20	
島崎発表	日本地球惑星科学連合の2015年大会において行った発表である「活断層の長さから推定する地震モーメント」、その後、島崎は、日本地震学会の2015年度秋季大会や日本活断層学会の同年度秋季学術大会においても同趣旨の発表をした、これらの島崎氏の発表	原判決	20	
島崎発表等	島崎発表及び島崎提言の総称	原判決	33	
重大事故	発電用原子炉の炉心の著しい損傷及び核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	原判決	197	
重大事故等	重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故	原審第5準備書面	7	
重大事故等対策	重大事故の発生防止対策及び重大事故の拡大防止対策	原審第5準備書面	6	
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	原審第5準備書面	6	
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	原審第5準備書面	6	

常設重大事故緩和設備	重大事故緩和設備のうち常設のもの	原審第23準備書面	11	
常設重大事故防止設備	重大事故防止設備のうち常設のもの	原審第23準備書面	10	
常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	原審第23準備書面	10	
使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23が規定する、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が同法43条の3の6第1項4号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が同法43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるときに、原子力規制委員会が、原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずる処分	原審第1準備書面	26	
省令62号	発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	原審答弁書	7	
省令62号の解釈	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について	原審第3準備書面	19	甲56
新F-6破碎帯	原子力規制委員会において認定された旧F-6破碎帯とは異なる位置を通過する新たな破碎帯	原判決	52	
新規制基準	設置許可基準規則及び技術基準規則等(同規則の解釈やガイドも含む)	原判決	6	
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に関する審査基準等	原審第4準備書面	28	
震源モデル	検討用地震ごとに適切な手法を用いて震源特性パラメータを設定したモデル	一審被告控訴理由書	10	
震源断層モデル	検討用地震ごとに適切な手法を用いて震源特性パラメータを設定したモデル	一審被告控訴理由書	10	
審査書案	関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書(案)(平成29年2月22日原子力規制委員会)	原審第17準備書面	7	甲164
新耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	原審第1準備書面	10	乙2。答弁書から略称を変更。
新変更許可処分	発電用原子炉設置(変更)許可処分がされた後に、新たにされた設置変更許可処分	原審第32準備書面	37	
す				
水位変動による取水性低下の防止措置の設計方針	水位変動に伴う取水性低下による炉心冷却機能等の重要な安全機能への影響を防止するための設計方針	控訴審第12準備書面	6	
推本	地震調査研究推進本部	原判決	6	

推本長期評価手法報告書	推本による「活断層の長期評価手法」報告書(暫定版)』(平成22年11月)	原審第23準備書面	23	乙115
推本レシピ	震源断層を特定した地震の強震動予測手法	原判決	7	
せ				
制御棒挿入時間	制御棒の挿入のために施設における安全機能が損なわれないというために、制御棒の挿入に要する時間	原判決	48	
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成29年原子力規制委員会規則第13号による改正前のもの)	原判決	4	
設置許可基準規則51条等	設置許可基準規則51条及び技術的能力審査基準Ⅱ1.8項	原審第28準備書面	14	
設置許可基準規則55条等	設置許可基準規則55条及び技術的能力審査基準Ⅱ1.12項	控訴審第8準備書面	7	
設置許可基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定)	原審第5準備書面	7	乙44・113
設置法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)	原判決	5	
そ				
訴訟要件①	処分権限	原審答弁書	5	
訴訟要件③	i 損害の重大性、ii 補充性	原審答弁書	5	
訴訟要件④	原告適格	原審答弁書	5	
遡上波に対する防護措置の設計方針	基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させず、かつ、取水路及び放水路等の経路から流入させないための設計方針	控訴審第12準備書面	6	
た				
第2ステージ	M_0 (地震モーメント) > 7.5E + 18Nm	原審第21準備書面	44	
第206回審査会合	平成27年3月13日に開催された原子力規制委員会の第206回審査会合	控訴審第4準備書面	40	
第5回進行協議期日	令和4年8月29日に実施された進行協議期日	控訴審第5準備書面	4	
第5回進行協議調書	第5回進行協議期日の進行協議調書	控訴審第5準備書面	4	
耐震安全性評価に対する見解	「耐震設計審査指針の改訂に伴う関西電力株式会社 美浜発電所1号機、高浜発電所3、4号機、大飯発電所3号機、4号機 耐震安全性に係る評価について(基準地震動の策定及び主要な施設の耐震安全性評価)」に対する見解	原審第1準備書面	30	乙23
耐震重要施設	設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの	原審第23準備書面	9	
耐震重要施設等	耐震重要施設及び重大事故等対処施設	控訴審第4準備書面	7	

耐震設計工認審査ガイド	耐震設計に係る工認審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306195号原子力規制委員会決定)	原審第5準備書面	8	乙47
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	原審答弁書	20	第1準備書面で略称を変更
武村(1998)	武村雅之氏が執筆した論文である「日本列島における地殻内地震のスケーリング則－地震断層の影響および地震被害との関連－」	原判決	18	
武村式	断層面積S(km^2)と地震モーメントMo(dyne·cm)の関係式 $\log S = 1/2 \log Mo - 10.71$ ($Mo \geq 7.5 \times 10^{25}$ dyne·cm)	原判決	19	
武村式+片岡ほか式手法	原告らが主張する「壇ほか式」を「片岡ほか式」に置き換えた手法	原審第21準備書面	33	
田島ほか(2013)	田島礼子氏ほかによる「内陸地殻内および沈み込みプレート境界で発生する巨大地震の震源パラメータに関するスケーリング則の比較研究」	原審第21準備書面	30	乙106
短周期レベル	強震動予測に直接影響を与える短周期領域における加速度震源スペクトルのレベル	原判決	239	
壇ほか(2001)	壇一男氏、渡辺基史氏、佐藤俊明氏及び石井透氏が執筆した論文である「断層の非一様すべり破壊モデルから算定される短周期レベルと半経験的波形合成法による強震動予測のための震源断層モデル化」	原判決	22	
壇ほか式	活断層で発生する地震については、最新活動の地震による短周期レベルの想定が現時点では不可能である一方で、想定する地震の震源域に限定しなければ、最近の地震の解析結果より短周期レベルA($\text{N}\cdot\text{m}/\text{s}^2$)と地震モーメント M_0 ($\text{N}\cdot\text{m}$)との経験的関係が求められるため、その短周期レベルを算出する式 $A = 2.46 \times 10^{10} \times (M_0 \times 10^7)^{1/3}$	原判決	239	
ち				
地質審査ガイド	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定)	原判決	212	甲60, 乙45
つ				
津波ガイド	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306193号原子力規制委員会決定)	原審第26準備書面	23	乙148
て				
手引き改訂案	発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き(改訂案)	原審第33準備書面	28	
と				
東京高裁平成17年判決	東京高等裁判所平成17年11月22日判決	原審第32準備書面	38	
東京電力	東京電力株式会社	原審第16準備書面	28	
な				

中田教授	中田節也東京大学地震研究所火山噴火予知研究センター教授(当時)	原審第30準備書面	21	
ね				
燃料体	発電用原子炉施設の燃料として使用する核燃料物質	原審第4準備書面	25	
は				
背景領域	震源断層内のアスペリティを除いた領域	一審被告控訴理由書	56	
破碎帯評価書	平成26年2月12付け「関西電力株式会社大飯発電所の敷地内破碎帯の評価について」	原判決	54	
破碎部	台場浜トレーナーの破碎帯(本件設置変更許可処分の審査書の表記に合わせるもの)	原審第29準備書面	16	
発電用原子炉施設	発電用原子炉及びその附属施設	原判決	198	
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	原審第4準備書面	6	
ばらつき報告書	川瀬委員作成の「経験式と地震動評価のばらつきに関する報告書」と題する書面	原判決	126	乙235
阪南市等に居住する原告ら	原告 X105, 原告 X122, 原告X123, 原告 X125 の総称	原判決	73	
ひ				
ピア・レビュー会合評価書案	大飯発電所の敷地内破碎帯に関する評価書案	原審第31準備書面	10	乙212
評価書案	関西電力株式会社 大飯発電所の敷地内破碎帯の評価について(案)	原審第3準備書面	32	乙39
ふ				
福井県モデル	福井県(2012)で想定されている若狭海丘列付近断層の波源モデル	控訴審第10準備書面	21	
福井地裁平成27年仮処分決定	福井地方裁判所平成27年4月14日決定	原審第20準備書面	15	甲138
福島第一原発事故	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故	原判決	4	
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	原審第4準備書面	13	
へ				
平成17年5号内規	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について(平成17年12月15日原院発第5号)	原審第1準備書面	18	乙19
平成18年耐震指針	平成18年改正後の耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	原審第24準備書面	9	甲2 乙2
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原審第3準備書面	8	答弁書から略称を変更
平成24年審査基準	平成24年9月19日付けの審査基準等	原審第4準備書面	29	

平成25年審査基準	平成25年6月19日付けの審査基準等	原審第4準備書面	29	
ほ				
法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(平成29年法律第15号による改正前のもの)	原判決	4	
本件会合	原子炉施設等基準検討チーム第23回会合	原審第31準備書面	3	
本件各原子炉	大飯発電所3号機及び4号機に係る発電用原子炉	原判決	4	
本件各原子炉施設	本件各原子炉及びその附属施設	原判決	11	
本件シミュレーション	原子力規制庁が平成24年12月に公表した、原子力発電所の事故時における放射性物質拡散シミュレーション	原判決	13	
本件処分	大飯発電所3号機及び4号機に係る発電用原子炉の設置変更許可	原判決	4	
本件資料	前原子力委員会委員長の近藤駿介氏が作成した資料	控訴審第2準備書面	12	甲第222号
本件申請	大飯発電所3号機及び4号機に係る発電用原子炉の設置変更許可の申請	原判決	4	
本件審査	本件申請に係る設置許可基準規則等への適合性審査	原判決	42	
本件断層	「FO-A～FO-B～熊川断層」	控訴審第3準備書面	5	
本件発電所	大飯発電所	原判決	8	
本件ばらつき条項	地震動審査ガイドのI.3.2.3(2)	原判決	40	
み				
宮腰ほか(2015)	宮腰研氏らが執筆した論文である「強震動記録を用いた震源インバージョンに基づく国内の内陸地殻内地震の震源パラメータのスケーリング則の再検討」	原判決	18	乙61
宮腰ほか(2015)正誤表	宮腰ほか(2015)(乙61)の表6の一部についての正誤表	原審第18準備書面	12	乙85
も				
もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決(民集46巻6号571ページ)	原審第3準備書面	8	
や				
山形調整官	山形浩史・重大事故対策基準統括調整官(当時)	原審第28準備書面	9	
山崎教授	山崎晴雄首都大学東京大学院教授(当時)	原審第30準備書面	21	

ゆ				
有効性評価ガイド	実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(平成25年6月19日原規技発第13061915号原子力規制委	原審第17準備書面	27	乙80
よ				
要対応技術情報	何らかの規制対応が必要となる可能性がある最新知見に関する情報	原審第30準備書面	23	
吉岡氏	吉岡産業技術総合研究所活断層評価研究チーム長(当時)	原審第31準備書面	10	
れ				
レシピ解説書	震源断層を特定した地震の強震動予測手法(「レシピ」)の解説	原審第27準備書面	8	乙155
ろ				
炉心	発電用原子炉の炉心	原判決	198	
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	原審第5準備書面	5	
わ				
渡辺氏	渡辺東洋大学教授	原審第31準備書面	10	